

社会科成立期における歴史教科書の作成と4つの歴史教育（Ⅱ）

—「国家志向」型歴史教育の系譜と特色—

梅野正信

(1995年10月16日 受理)

A Study of the History Textbook on the Social Studies after World War II (Ⅱ)

Masanobu UMENO

- 一 はじめに
- 二 敗戦と歴史教育
- 三 『暫定初等科國史』の編纂と「国家志向」型歴史教育
- 四 歴史科専門委員会と歴史教育研究会
- 五 戦前における歴史教育研究会と『研究評論 歴史教育』
- 六 戦後における歴史教育研究会と『歴史教育』
- 七 「国家志向」型歴史教育の特色

一 はじめに

本論文は、「敗戦」による歴史教育内容の改訂と、これに続く「社会科の成立」にともなう構造的改革の、いわば二重の新たな課題に直面した戦後日本の歴史教育が、その新たな全体像を、敗戦直後、どのような形で構想しようとしていたのかを社会科教育史研究の視点から考察を加えるものである。

筆者はこれまで、戦後初発期の歴史教育を、新制中学校を念頭においた歴史教科書の作成経緯を縦軸として三期に、また内容的特色を横軸として四つの歴史教育の潮流に整理した。

三つの時期区分のうち、第一期は、敗戦から1947年にかけての『くにのあゆみ』と『くにのあゆみ』批判を中心とする、新しい歴史教育を内容的に改革しようとした時期、第二期は、1947年から1948年にかけて、「中等国史教科書編纂委員会」において、新たに成立した社会科に対応する歴史教育が構想されようとした時期、第三期は、1948年以降の検定歴史教科書の発行に対応した時期である。

また、筆者は、1945年末以降の『暫定初等科國史』編纂過程にみられた歴史教科書構想の特色を

「国家志向」型歴史教育、1945年6月以降の『くにのあゆみ』等の作成にかかわる歴史教科書構想を「事実志向」型歴史教育、さらに、同年9月の発刊以降、この『くにのあゆみ』を批判する中から自らの歴史教育を展開した歴史教育構想のうち、マルクス主義的歴史学の立場を中心とした歴史教育の特色を「変革志向」型歴史教育、民俗学的立場から展開された「くにのあゆみ」批判の特色を「生活志向」型歴史教育として各々分類した。⁽¹⁾

このうち本論は、戦前の皇国史観の払拭を目的とし、内容的改革をめぐる論議が展開された第一期を、とりわけ「国家志向」型歴史教育に焦点をあてる形で、その経緯と特色を整理しようとするものである。

二 敗戦と歴史教育

周知のごとく、わが国の歴史教育は、1945年12月31日のGHQ指令「修身、日本歴史及び地理ノ授業停止ニ関スル件」によって停止されることになった。

そして、この、いわゆる「三教科停止命令」に前後して、日本歴史については、その授業再開を目指す新教科書『暫定初等科國史』等の編纂作業が開始された。

この、『暫定初等科國史』の編纂については、GHQ/CIE文書、 트레이ナー文書、および、「戦後教育資料」(国立教育研究所蔵)、「勝田守一資料」(東大所蔵)などの資料をもとに、片上宗二、久保義三らをはじめとした各氏の実証的研究により、1945年12月、有光次郎文部省教科書局長がCIEのワンダリックから暫定的教科書編纂の指示をうけ、豊田武図書編修官を担当官とした編纂作業を開始させた経緯が詳細に確認されている。⁽²⁾

ここに改めて説明を加えるまでもなく、『暫定初等科國史』は、最終的に、CIEとの間で、神話の取り扱いをめぐる合意にいたらず、1946年5月8日、ついに編纂が中断する形で終わることになるわけだが、ここでは、当時の文教政策や『暫定初等科國史』編纂関係者と、占領政策との間の齟齬がどこにあったのかを、まずもって確認しておきたい。

この点に関して、三教科の授業停止と前後する時期、すなわち、『暫定初等科國史』が編纂されようとする時期に、新しい歴史教育を文部省サイドでどのように考えていたかを知る主要な資料として、「國史教育ノ方針」「國史教育ノ方針(案)」「暫定歴史教科書編纂方針大綱」が今日に残されている。そこで、以下、これら三資料を順次検討しつつ、この時期の日本側の対応の特色を整理することにしたい。

1. 國史教育の方針⁽³⁾

本文書は、文部省内で作成された討議資料的性質をもつ資料とされるものであり、歴史教育の目的として、「促ハレザル立場ニ於テ史実ヲ開明シ、國史發展ノ大勢ヲ把握セシムルト共ニ、過去ニ対スル反省ト批判ヲ行ワシメ、以テ日本建設ニ資スベキ識見ト教養ヲ得シメ、國民トシテ自覺ト実

「実践ニ培フヲ國史教育ノ目的トス。」と書かれた上で、次の三点にわたる「國史教育ノ要旨」が示されている。

- 一、独善偏狭ノ史観ヲ拂拭シ史実ノ歪曲ト隠蔽トヲ避ケ、公正ナル立場ヨリ、歴史ノ發展ヲ総合的合理的ニ會得セシム。
- 二、従来ノ如キ治乱興亡、政權移動ヲ主トスル政治史ニ偏スルコトナク、世界史的立場ニ立脚シ、社會、政治、經濟、技術、文化全般ニ亘リ、國民生活ノ具体的展開ノ様相ヲ明ラカニシ、ソノ間、自ラ我ガ國家ノ特色及ビ國民性ヲ把握セシム。
- 三、國際親善、共存共榮ノ史実ヲ重視スルト共ニ、外國文化ノ攝取・醇化ノ跡ヲ明カニシ、各國各民族文化ノ相互敬愛ト文化ノ交流・互惠ノ事蹟ヲ擧ゲテ、以テ世界平和ノ増進、並ニ人類文化ノ進展ニ寄興セシム。

一の「独善偏狭ノ史観ヲ拂拭シ」、二の「政治史ニ偏スルコトナク」などの言辞を使用することによって、表面的ではあるが、世界平和を目指す姿勢を表明するものとなっている。

また、具体的な記述内容についても、「三 中世史（維新前）ノ取扱」において、上記目的に対応させた内容の改訂が次のように指示されている。

- (一) 封建社會ノ發達及ビソノ本質ヲ理會セシメ、現代社會ニ及ボセル影響ヲ適切ニ考慮セシム。
- (二) 建武中興ニ関シテハ、コレヲ當時ノ社会トノ關聯ニ於テ取扱ヒ、極端ナル倫理的批判ヲ之ニ加ヘザルコト。
- (三) 封建的慣習中、思ワシカラザルモノ、例ヘバ戦争意識乃至復讐心ノ鼓吹ニワタル史実ハコレヲ省略ス。

上記(一)(二)(三)には、後に、初期社会科、とりわけ1947年版『学習指導要領』において、社会科における歴史学習が、現代的課題を克服するために、封建時代の学習をとりわけ重視させたことの初発の指摘とみることができる。

また、「四 近世史（維新以後）ノ取扱」において、「(一) 現代ノ生活ニ關聯スル所多キヲ以テ特ニカヲコノ部分ニ注グ。(二) 諸外國トノ交渉ヲ取り扱フ際、徒ラナル排外的批判ヲ加エザルコト。」とあるのも、歴史学習と現代的課題および現代生活との関連が重視されている点に、前者と同様の評価を加えることができよう。⁽⁴⁾

さらに、「五 極端ナル國粹主義乃至軍國主義的考へ方ニ対スル是正」における「(一) 事實ニ基カザル優越感ノ強調ヲ廢ス。(二) 攘夷ノ思想ヲ謳歌スル如キ態度ハ改ム。(三) 戦争ヲ鼓舞シ之ニ興味ヲ醸サシメル如キ取扱ヲ避ク。(四) 日本ノ近隣諸國ニ對スル進出ヲ扇動的ニ叙述セザルコト。」等の指示は⁽⁵⁾、冒頭の目的や趣旨を、各時代において具体化させようとしたものといえる。

ともかく、以上の諸点は、軍国主義的歴史教育内容を除去し、平和的国家の形成を目指す歴史教育のありようを示したものとみることができよう。

他方で、ここには、とくに、「極端ナル國粹主義乃至軍國主義的考へ方」について、いわゆる「天皇中心史観」と連動させない形での記述様式が認められる。この点は、後に見る占領政策下GHQ指令との齟齬の発生要因をはらんだものといえよう。前述の如く、『暫定初等科國史』の編纂においては、神話にかかわる部分で具体的にCIEとの一致点を見いだせなかったことが知られているが、本文書では以下の①～⑤に関連した指摘がなされている。

① 一 古代史ノ取扱(一) 神話

「神話ハ神話トシテ扱フモ、神話モ亦歴史的事実ヲ反映スルモノニシテ、且、ソレガ後世ニ與ヘシ影響モ少ナカラザル事実ニ鑑ミ、徒ラニコレヲ否定セズ、慎重ナル取扱ヒヲナシ、神秘主義ナル取扱ヒニヨリテ、選民意識乃至軍國主義的思想ニ墮スルコトヲ戒ム。」

② 一 古代史ノ取扱(二) 日本民族ノ起源、

「日本民族ノ起源ニツキテハ神秘主義的取扱ヒヲ廢シ、日本民族ノ祖系型トモ稱スベキ人種ガ極メテ古クヨリコノ列島ニ居住シ、ソノ後渡来セル幾多ノ人種ト融合同化シテ今日ノ日本民族ヲ形成セル事実ヲ明ラカニスルト共ニ、渡来ノ経緯等ニ関シテハ、尚、定説化セザルモノアルヲ以テ、断定ヲ差控フ」

③ 一 古代史ノ取扱(三) 日本國家ノ起源

「日本國家ノ起源ニツキテハ、従来伝小(マ)ガソノママ歴史的事実トシテ取り扱ハレル傾向在リシタガ、今後ハ、考古学、社會學、人類学、等ノ研究ニ基ヅキテコレヲ説明スルト共ニ、外國側ノ文献ヲ参照シ、合理的、科学的ニコレヲ究明シ、コレニヨツテ國家統一ガ自然發生的ナル事実ヲ明ラカニスルト共ニ傳承モナホ歴史の産物ナル点ヲ考慮シ、軽々ニ取り扱ハズ。」

④ 二 紀年ノ問題

「皇紀二千六百年ノ算へ方ニツキテハ、既ニ那珂博士ノ支那文献ヲ参照セル訂正説等アルモ、ナホ學界ノ研究充分ナラズ、又、紀年ハ國史理會ノ方法ナルヲ以テ一應従来ノ取扱方ヲ繼續シ、徒ラニ、児童ノ國史理會ヲ混乱セシメンザル様注意ス、ナホ西洋トノ交渉ニ於テハ西曆ヲ併用ス。」

⑤ 七 皇室ニ関スル問題

「我が皇室ノ存立ガ國史ノ展開ニ重要ナル關聯ヲ有スル事實及ビ皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ所以ハ歴史的事実ニ基キ慎重ナル態度ヲ以テ之ヲ取り扱フ。」

上記①②③から分かるように、日本民族、日本国家の起源について「神秘主義的取扱ヒヲ廃シ」科学的取り扱いを指示しているものの、その思想的基盤となっていた神話については「歴史的事実ヲ反映」するものとして、あくまでも残存させ、これを「選民意識乃至軍國主義的思想ニ墮スルコトヲ戒ム。」ために「慎重ナル取扱ヒヲ」することによって対処させようとしていたことがわかる。しかも、④にあるように、神武紀元の神話的歴算法の採否については、これをいまだ中心的に採用しようとしているが、いうまでもなく、本来、皇紀は、神武建国神話を歴史的事実として残す歴史解釈と不可分のものである。

さらには、⑤で「皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ」としていることから、この時期、日本側文教政策の基本的歴史認識においては、「神秘主義」や「選民意識乃至軍國主義的思想」と天皇家の成立に関わる「建国神話」の記述や皇紀を軸に叙述する歴史観とを、非論理的に切り離して考えようとしていたことがわかる。

すなわち、軍国主義や極端な国家主義についてこれを排除し、封建主義を批判し、平和主義と国際親善を強調はするが、これと天皇中心史観とは別枠で論じようとしていた立場が、「神話」「皇紀」という、両者の接点にあたる部分での採否の判断にあらわれていたのである。

2. 「國史教育ノ方針（案）」⁶⁾

本文書は、1945年11月に省内で検討に付されたものとされており、内容的には前記「國史教育ノ方針」を大筋でふまえ、これを七項目に整理したものとなっている。

以下、9月段階の「國史教育ノ方針」と比較しつつ検討を加えたい。

- 一 促ハザル立場ニ於テ史実ヲ開明シ過去ニ対スル反省ノ尚ブベキコトヲ訓ヘ以テ歴史的ナル思考力ト批判力トヲ涵養シ新日本建設ニ資スベキ良識ト判断力トヲ育成スルヲ目途トス
- 二 独善偏狭ノ史観ヲ払拭シ広大ナル視野ニ立チ史実ヲ客観的ニ取扱ヒ事実ノ歪曲ト隠蔽トヲ避け歴史ノ發展ヲ総合的合理的ニ会得セシメ其ノ間ニ自ラヲ國史ノ特色ヲ明ニス
- 三 治乱興亡、政權移動ヲ主トスル政治史ニ偏スルコトナク広く社会的經濟的文化的史実ヲ重視シ特ニ庶民生活ノ具体的展開ヲ明ラカニス

七項目のうち上記三点については、前述「國史教育の方針」の「國史教育の目的」および「國史教育の要旨」の一、二を統合整理させたものとなっている。

次の四では、「上代史ニツキテハ伝承ト史実トノ区別ヲ明ニスルニカメ且ツ其ノ神秘主義的取扱ヒニ依ツテ選民意識乃至軍國主義的若クハ國家主義的思想ニ墮スルコトヲ警メ其ノ平明合理的取扱ヒニ依リ國民ノ道徳、情操ノ醇化ヲ培フト共ニ、人類学、民俗学、考古学、言語学、文献学等ニ依ル合理的、科学的教材ヲ考慮ス」となっており、一応、神話、民族、国家起源について合理的科学的取り扱いを強調するものとなっている。しかしながら、神話の具体的取り扱いについては特に言

及されていない点や、五の「我が國家社会ノ發展ガ皇室ヲ中心トスルー大家族國家形成ノ過程タル史実ヲ明ニス」など、前節「國史教育ノ方針」の「我が皇室ノ存立ガ國史ノ展開ニ重要ナル關聯ヲ有スル事實及ビ皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ所以ハ歴史的事實ニ基キ慎重ナル態度ヲ以テ之ヲ取り扱フ。」と比べると、「皇室ヲ中心トスルー大家族國家形成ノ過程」そのものが史実であるかのように解される点等は、箇条書的に整理されたが故の不備ではあるが、11月時点で多少保守化した内容となっているかのように思われる。⁽⁷⁾

3. 暫定歴史教科書編纂方針大綱⁽⁸⁾

本文書は、『暫定初等科國史』編纂渦中の1946年2月に作成されたと認められる文書で、全体は次の五項目から構成されている。

- 一 司令部ヨリノ指示ニ基イテ削除訂正セル部分
- 二 省議ニヨツテ決定セラレタ歴史教育ノ方針ヲ徹底セル部分
- 三 古代史ノ取扱方針
- 四 其他、教科書ノ形式ニツイテ
- 五 中等歴史一（東洋史及ビ西洋史）

たとえば、一の2「極端ナル國粹主義乃至軍國主義ノ宣伝ト認メラルル部分」および「二、省議ニヨツテ決定セラレタ歴史教育ノ方針ヲ徹底セル部分」では、次のように指示されている。

- 一ノ2 極端ナル國粹主義乃至軍國主義ノ宣伝ト認メラルル部分
 - (イ) 國粹主義 尊皇攘夷ニ関スル教材中、不穩當ナル箇所
 - (ロ) 軍國主義的色彩ノ濃厚ナルモノ
 - (ハ) 國防ノ強化ニ関スル箇所⁽⁹⁾
- 二 省議ニヨツテ決定セラレタ歴史教育ノ方針ヲ徹底セル部分
 1. 社会經濟史關係乃至庶民ニ関スル教材ヲ増加
 2. 文化史的教材ヲ増加シ情操ノ寛容ニ資ス
 3. 政權ノ争奪乃至戦争中心ノ教材ヲ簡略ニス
 4. 國際親善ニ関スル教材ヲ補充
 5. 世界史的立場ニ立脚

以上を見る限り「國史教育ノ方針」「國史教育の方針（案）」との間に格別大きな変更は認められないが、大項目をみてもわかるように、神話の叙述をめぐって CIE との折衝が続いていた時期で

あることを反映し、古代史に比重を置いたものとなっている。また、なかでも、最も問題化した神話および天皇観の取り扱いについては、大項目一、三、五に、関連する以下の指摘が確認できる。

一、司令部ヨリノ指示ニ基イテ削除訂正セル部分

1 國家神道禁止ニ関スル部分

- (イ) 肇國ノ條 神話ヲソノママ歴史的事実トシテ取り扱エル條ハ全面的ニ削除ハシ、神話ハ神話トシテ之ヲ扱フ。
- (ハ) 天皇ヲ以テ現人神トスル箇條
- (ニ) 神國意識ヲ協調セル箇所、例ヘバ元寇ノ「神風」或ハ「大日本ハ神國ナリ」等

三、「古代史ノ取扱方針」

- 1. 神話 神話ヲ神話トシテ扱フモ、神話モ亦歴史的事実ヲ反映スルモノニシテ、且ツソレガ歴史ノ上ニモ少ナカラズ影響ヲアタヘタル事実ニ鑑ミ、徒ラニコレヲ否定セズ、慎重ナル取扱ヒヲナスト共ニ、世界ニ於ケル神話学研究ノ業績ヲ採用シテ、日本神話ノ特色ヲ明ラカニス
- 2. 古代國家ノ成立ニ関スル諸問題
 - イ. 日本民族ノ起源、人類学者ノ説ニ基イテ之ヲ説明スルモ、ナホ学界ニ於テ定説化セザル箇所アレバ、断定ヲ差控フ
 - ニ. 神武天皇ヨリ景光、成務天皇ニ至ル迄ノ記載ハ、神話、伝説ト史実トノ別明瞭ナラズ、学界亦コレニ関スル定説ヲ聞カザルヲ以テ、軽々ニ扱ハズ、ソノ旨ヲ説明シツツ、簡筆ニコレヲ取り扱フ
 - ホ. 紀年ニ関スル問題ハ、学界ノ研究未ダ充分ナラズ、徒ラニ少國民ニ混乱ヲ起コサシム恐れアルヲ以テ、教科書ニハ取扱ハズ、指導書ニテ説明ノ豫定

五、中等歴史一（東洋史及び西洋史）

- 2. 東洋史上、皇紀ヲ用ヒタル箇所ハ西曆ニ改メ、西洋史中日本ノ記号ヲ挿入シタル箇所ハコレヲ省略

以上、本文書は、軍国主義的、すなわち、好戦的印象を与えると推察されるものについては細かくその削除や修正項目が取り上げられている点で前二者と同様の指示であったといえる。

また、紀年については、皇紀を、東洋史ないし西洋史においては省略し、日本史においても「教科書ニハ取り扱ハズ、指導書ニテ説明ノ豫定」となっていて、本文では皇紀を基本とした歴史叙述を見送っている点、前二者との差異として認められる。これは、占領政策に対する日本側文教政策における一定程度の理解の進展が反映されたものとの判断ができそうである。

また、同様に、「國史ノ方針」「國史教育ノ方針(案)」にみられたような「我が皇室ノ存立ガ國史ノ展開ニ重要ナル關聯ヲ有スル事實及ビ皇室ガ榮譽ノ源泉タリシ所以」といった表現がみあたらない点は、ここに詳しく論じる余裕はないが、「天皇の人間宣言」を経た後の所産であることを示すものといえよう。

しかしながら、神武から成務まで、「軽々ニ扱ハズ」としながらも、「ソノ旨ヲ説明シツツ、簡單ニコレヲ取り扱フ」となっており、軍国主義的教材の削除は指示しつつも、他方で「神武建国神話」「皇紀」等を何らかの形で残そうとしている事実等を考え併せると、これら皇国史観の骨格部分を残存させている点は、当該時期、日本側における歴史教科書構想に一貫して共通に認められる姿勢であることがわかる。

4. 日本側発言にみる歴史観

前節までに考察を加えた三文書は、いずれも、1945年9月から1946年2月の時期に作成されたものだが、ここでは、この間の日本政府の公式発言を見ていく中で、日本側の文教政策における基本的歴史認識を、次の日本側見解(いずれも一部)の中で具体的に示して検討しておきたい。

① 太田文部大臣訓令 1945年8月15日

「奉國ノ力乏シクシテ皇國教学ノ神髓ヲ發揚スルニ未ダシキモノ有リシニ由ルトコロヲ反省シ」

② 新日本建設ノ教育方針 1945年9月15日 文部省

「今後ノ教育ハ益々國體ノ護持ニ努ムルト共ニ軍國思想及施策ヲ拂拭シ平和國家ノ建設ヲ目途トシテ」¹⁰⁰⁾

③ 新教育方針中央講習会ニ於ケル前田文部大臣訓辭 1945年10月15日

「由来我が皇室ニ於ケルマシテハ深く平和ヲ愛好セラレ、國民マタ和ヲ以テ貴シトスル思想ニ親シンデ居タニモ拘ラズ、近年臺頭セル軍國主義將ニ挾隘極端ナル國家至上主義ニ歪曲サレテ、本来ノ大和ノ精神、互尊互敬ノ精神ガ傷ハレタノデアリマスガ、茲ニコレヲ恢復スルト共ニ、廣ク心ヲ開イテ世界ノ同胞トノ思想ノ根底ヲ一ニスル平和愛好ノ精神ヲ涵養セネバナリマセン。」¹⁰¹⁾

④ 天皇人間宣言についての文部省訓令 文部大臣 前田多門 1946年1月4日

「聖旨深厚、洵ニ恐懼感激ニ堪エザル(中略)我が國ニ於ケル純正ナル君臣關係ハ、徒ニ架空ナル神話伝説、偏狭ナル民族優越感ニヨリテ成ルモノニアラズ。」¹⁰²⁾

①③④の文部大臣発言に示された基本姿勢は、この時期、日本側文教政策の基本認識に、平和主義を採用しながらも、国体護持をふまえ、天皇および天皇に関連する歴史的解釈のおおよそについ

